

井原市職員早期退職募集実施要項

職員の新陳代謝を行うことにより、職員の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図ることを目的として、井原市職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（以下、「条例」という。）の規定に基づき、次のとおり募集します。

1 募集の区分

条例第2条第1号の規定に基づく募集

（職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年引上げ前の定年（60歳）から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集）

2 退職期日

この募集により応募が認定された場合、退職者の退職発令日は、令和8年3月31日になります。

3 募集する人数

若干名

4 募集期間

令和7年5月19日（月）午前8時30分から令和7年6月13日（金）午後5時15分まで

5 対象職員の範囲

井原市民病院に勤務する医師を除く常勤の職員で、令和8年3月31日現在において年齢45歳以上60歳未満の職員

6 応募、応募の取下げに係る手続き

別紙様式により申請してください。

(1)応募 様式第1

(2)応募の取下げ 様式第2

7 優遇措置の内容

この要項の適用を受けて退職する職員は、岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下、「組合条例」という。）第5条及び第6条に規定する早期退職募集制度に応募し、認定を受けて退職した職員として取り扱います。

なお、次の職員に対しては、組合条例第7条の規定により、退職の日において次の優遇措置を行うものとします。

退職期日において、45歳以上59歳の者であって、かつ、勤続期間20年以上の者については、給料月額に定年年齢（60歳）と退職時年齢との差1年につき3%を加算した額を退職手当の算定の基礎となる給料月額として、退職手当を算定します。

8 認定等の通知予定期

令和7年10月下旬頃

9 申請書の提出先（募集に関する連絡先）

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| (1) (2)、(3)以外の職員 | ⇒ 総務課職員係 |
| (2) 幼稚園教諭 | ⇒ 教育委員会教育総務課 |
| (3) 市民病院に勤務する職員（市長部局からの出向者を除く。） | ⇒ 市民病院総務課 |

10 その他

- (1) 条例第5条各号に掲げる職員（定年退職者、臨時職員等）は、この募集実施要項による早期退職制度に応募することはできません。
- (2) 条例第6条の規定により、認定を行わない旨の決定をする場合があります。

問い合わせ先

- 総務部総務課（内線145 / 62-1459）
- 教育委員会教育総務課（内線413 / 62-9531）
- 市民病院事務部総務課（62-1133）

別記様式第1（第2条関係）

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

応募年月日 年 月 日

殿 応募申請者 _____

私は、井原市職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例第5条第1項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募します。

1 応募する早期退職希望者の募集について	
募集の期間	令和7年5月19日から令和7年6月13日まで
退職すべき期日又は期間	令和8年3月31日
備 考	

2 応募申請者について			
ふりがな		所 属	
氏 名		職 名	
級・号給	給料表[] 級 号給		
生年月日	年 月 日	年 齢	歳

(注) 令和8年3月31日現在で記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

別記様式第2（第2条関係）

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

取下げ年月日 年 月 日

殿 取下げ申請者

私は、井原市職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例第5条第1項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集期間	令和7年5月19日から令和7年6月13日まで		
退職すべき期日又は期間	令和8年3月31日		
2 取下げ申請者について			
ふりがな		所 属	
氏 名		職 名	
3 認定について			
認定通知書に記載された 認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書 の受理番号	